

幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号) 第1条～第4条 略 (入居者の資格) 第5条 特公賃住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 所得が町長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するための住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。）がある者 (2)～(5) 略 第6条～第34条 略	○幕別町特定公共賃貸住宅管理条例 (平成6年12月19日 条例第23号) 第1条～第4条 略 (入居者の資格) 第5条 特公賃住宅に入居することができる者は、次に掲げる者とする。 (1) 所得が町長の定める基準に該当する者であって、自ら居住するための住宅を必要とする者のうち、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者及び親族に準ずる者とし規則で定める者を含む。以下同じ。）がある者 (2)～(5) 略 第6条～第34条 略